

●香川県告示第253号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年8月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東京都千代田区岩本町3丁目10番1号

株式会社サンデリカ 代表取締役社長 加藤 新悟

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡まんのう町長尾508番地

株式会社サンデリカ讃岐事業所

(3) 特定施設の種類の

弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（変更無し）

(4) 変更しようとする事項の内容

合併処理浄化槽の処理水を排出していた排水口1箇所を廃止し、既存排水処理施設を経由して排出するよう排水経路を変更する。

(5) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設			
能	力	(変更前)500m <sup>3</sup> /日 (変更後)530m <sup>3</sup> /日			
汚水等の処理方式		加圧浮上・活性汚泥・凝集沈殿・膜分離活性汚泥法			
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後			
	工事完成予定年月日	工事着手後2箇月			
	使用開始予定年月日	工事完了後			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間			
処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5~9	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前)600	(変更前)750	(変更前)23	(変更前)30
		(変更後)566	(変更後)750	(変更後)22	(変更後)30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	450	750	23	30
浮遊物質 (mg/L)	(変更前)300	(変更前)450	(変更前)23	(変更前)30	
	(変更後)283	(変更後)450	(変更後)22	(変更後)30	
窒素含有量 (mg/L)	60	120	10	20	

	りん含有量 (mg/L)	8	16	1.3	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	(変更前)30 (変更後)28	(変更前)45 (変更後)45	(変更前)3.4 (変更後)3.2	(変更前)6 (変更後)6
	排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前)395 (変更後)419	(変更前)500 (変更後)530	(変更前)395 (変更後)419	(変更前)500 (変更後)530

(6) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	第1排水口	
		通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	(変更前)23 (変更後)22	(変更前)30 (変更後)30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	23	30
	浮遊物質 (mg/L)	(変更前)23 (変更後)22	(変更前)30 (変更後)30
	窒素含有量 (mg/L)	10	20
	りん含有量 (mg/L)	1.3	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	(変更前)3.4 (変更後)3.2	(変更前)6 (変更後)6
	排出水の量 (m <sup>3</sup> /日)	(変更前)395 (変更後)419	(変更前)500 (変更後)530

他に排水口が9箇所（うち雨水専用4箇所）ある。

(備考) 合併処理浄化槽の処理水が第1排水口から排出されることとなるため、第1排水口からの排出水量は増加するが、これまで合併処理浄化槽の処理水を排出していた排水口を廃止するため、事業所全体の排出水量に変更はなく、排出水の汚濁負荷量は増大しない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成27年8月7日から同月28日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

まんのう町住民生活課